

発議第2号

南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により別紙のとおり
提出します。

令和7年3月21日

提出者 南陽市議会議員 高橋一郎

賛成者 同 山口裕昭

賛成者 同 大友太朗

賛成者 同 佐藤和広

賛成者 同 伊藤英司

賛成者 同 須藤清市

南陽市議会議長 遠藤榮吉 殿

発議第2号

南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

南陽市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第45条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則適用等に関する経過措置)

- 2 第53条から第55条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 第53条から第55条までの改正規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(経過措置の規則への委任)

- 4 この条例に定めるもののほか、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の一部改正のため。